

陵墓観の変遷

外池 昇

(一)

天皇・皇親等の墓地とされる陵墓が「穢」れたものとして認識され、さらにそれら陵墓を管理する官人が「禁忌」の官とされていたことは、現在までしばしば注目されてきた。

そのような陵墓観に関するこれまでの研究を概観すると、まず和田軍一氏が「皇陵⁽¹⁾」で、陵墓を「穢」とする陵墓観について「荷前は神事に非ずとするも尚吉日を選んで行はれる儀式であるにも拘らず、事陵墓に係かるの故を以

て、触穢の陋風之を忌嫌するに至り⁽²⁾」と述べているのが注目される。これは、平安期以降多くの荷前使が言を左右にしてその務めを懈怠したり、また朝廷の年中行事の一つとして荷前が衰退してゆく原因を、陵墓を「穢」とする陵墓観に求めたものである。

また、田中久夫氏は『祖先祭祀の研究⁽³⁾』で主に民俗学でいう「常民」の墳墓観を論じつつも平安期の朝廷の陵墓観について「貴族社会内部においても墳墓を聖域であると考え、祖先の眠るところといった考え方が存在しなかったのではないか⁽⁴⁾」と述べ、さらに和田氏も指摘している荷前使の懈怠の具体例にも触れ、当時の陵墓祭祀の本質は社会に

災をもたらす凶癘魂の活動を封ずることを目的とするもの、と論じている。⁽⁵⁾

このような平安期を対象とした諸研究とは別に、緊張した朝幕関係の中で陵墓の祭祀・管理が注目された幕末・維新时期に焦点をあてて、陵墓を「穢」とする陵墓観を論ずる研究もなされてきた。

堀一郎氏、戸田義雄氏は『明治文化史』⁽⁶⁾（第六卷宗教編）で、明治期に陵墓を「穢」とする陵墓観が存在したこと、また陵墓を管理する諸陵寮が、『延喜式』の段階では治部省の管轄下にあったのが明治期には神祇省に属するようになったことに注目し、幕末・維新时期に「死霊観念、就中、皇霊観念に重大変化があった」⁽⁷⁾のではないかと論じている。そして神島二郎氏はこの論を受けて『近代日本の精神構造』⁽⁸⁾で、皇室の葬祭が幕末・維新时期にそれ迄の仏教祭祀から神祇祭祀に改められたことや、それに伴う皇霊観念の変化について「民間における霊魂観念の推移と対照する」とき、われわれは、近代日本における天皇観の形成の問題を解く重要な鍵をそこに見出すことができる⁽⁹⁾と述べている。

また阪本健一氏の『明治神道史の研究』⁽¹⁰⁾は、幕末・維新

期の陵墓をめぐる諸問題について、史料に拠りつつ陵墓を「穢」とする陵墓観にもふれ具体的に論じており注目される。⁽¹¹⁾

以上の陵墓を「穢」とする陵墓についての諸々の論考を通観すると、平安期を取り扱ったものは幕末・維新时期について言及せず、また幕末・維新时期を論じたものは平安期について述べない、という点に気づかせられる。つまりこのような陵墓観についての研究は、対象とする時期の上で平安期と幕末・維新时期の二つに大きく分断されているのが実情なのである。しかし、この両者が陵墓を「穢」とする陵墓観ということ共通しているのはいうまでもない。本稿はこの点に注目し、(一)以下、両者の実証的な比較・検討を試み、さらに幕末・維新时期以降明治期頃迄の陵墓観についても、陵墓を「穢」とするか否かの視点からその変遷を概観するものである。

(二)

荷前(朝廷の年中行事の一つ。十二月に特定の陵墓に使を遣して幣物を奉る)について、『皇年代略記』⁽¹²⁾は持統天皇条で「荷

前事初此代云々」として⁽¹³⁾いるが、「荷前」についての確実な記録は、貞観年間以降の『三代実録』にみられる。ここで注目したいのは、平安期以降、荷前の際に幣物を持して陵墓に赴くべき荷前使がその務めを全うせず、懈怠する傾向が生じた点である。

多くの史料から、荷前は平安期以降朝廷の年中行事の一つとして行なわれていたことが知られる。しかし、それらの史料を仔細に検討すると、多くの場合、荷前使がその務めを懈怠していたことがわかる。この荷前使の懈怠を史料の上からまとめたものが、表「荷前使懈怠一覽」である。

九世紀から十四世紀にかけて、このように多くの荷前使が懈怠していたことは、それだけでも注目すべきであるが、朝廷の諸行事は遅延するのがむしろ一般的で、荷前に限ったこととはいえない。ここではこれら荷前使の懈怠の理由の特殊性について考え、これを通じておよそ平安期以降の朝廷の陵墓観について考察をめぐらしたい。

荷前使の懈怠を示す史料の多くは、その点について「申障」等とごく抽象的に伝えるだけであるが、中にはかなり具体的に懈怠について記しているものもある。それらをまとめたものが表「懈怠した荷前使の言」である。この表に

みえるのは、あくまでも務めを果たさなかった荷前使自身の言であるが、これらはおよそ「病」を称するもの、「喪」や「物忌」等を称するものに大別できよう。⁽¹⁴⁾

まず「病」を称する場合をみると、その内容は単に「称病」のような漠然としたもの、具体的に「病」の内容を述べたもの等さまざまである。しかしいずれにしても、これらの「病」が総て真実とは限らなかつたらしい。例えば『類聚符宣抄』⁽¹⁵⁾の天曆元年十二月十三日「宣旨」には次のようにみえる。

侍従ホ称病輩。参待賢門之時。遣官掌加実檢。爰其病雖非顯著。依人数已多。殊成優成。未必解任。但為将来。或抑節祿。非侍従等雖不預節会。未及奪位祿。爰積習成常。弥致懈怠。(略)侍従ホ参待賢門之後。令使者加実檢之時。自先日有其間之中。彼病頭然者。依実可免。俄称本病發動之由。事涉虚誕者。依式即從解却。

「病」を称する者が多いため、「病」が真実かどうか確かめる、というのである。この天曆元年の荷前の様子については、表「懈怠した荷前使の言」に記した通り『九条殿記』⁽¹⁶⁾に詳しい。そこにみえる景行王以下計九名の懈怠者のうち「病」を称していた、有融王・源朝臣寛信・源朝臣国

表 「荷前使懈怠一覽」

荷前の年月日	典 拠	備 考
貞觀十五年十二月二十五日	『三代実録』貞觀十六年二月十日条	『新訂増補国史大系』
延長八年	『類聚符宣抄』延長九年二月六日宣旨	『新訂増補国史大系』
承平元年十二月十九日	『眞信公記抄』承平元年十二月十九日条	『大日本古記録』(『眞信公記』)
承平二年十二月二十五日	『眞信公記抄』承平二年十二月二十五日条	『大日本古記録』(『眞信公記』)
承平五年十二月二十五日	『九条殿記』「荷前事」	『大日本古記録』(『九曆』)
承平六年十二月十六日	『九条殿記』「荷前事」	『大日本古記録』(『九曆』)
承平八年十二月二十四日	『九条殿記』「荷前事」	『大日本古記録』(『九曆』)
天慶四年十二月二十一日	『九条殿記』「荷前事」	『大日本古記録』(『九曆』)
天慶六年十二月二十六日	『九条殿記』「荷前事」	『大日本古記録』(『九曆』)
天慶七年閏十二月二日	『九条殿記』「荷前事」	『大日本古記録』(『九曆』)
天慶八年十二月二十日	『九条殿記』「荷前事」	『大日本古記録』(『九曆』)
天慶九年十二月二十六日	『類聚符宣抄』天曆元年十二月二十日闕荷前使歴名	『新訂増補国史大系』
天曆元年十二月十六日	『日本紀略』「荷前事」	『大日本古記録』(『九曆』)
天曆三年十二月二十五日	『西宮記』「十二月」	『改訂史籍集覽』
天曆五年十二月二十三日	『西宮記』「十二月」	『改訂史籍集覽』
天曆六年十二月二十一日	『政治要略』天曆六年十二月二十一日条	『改訂史籍集覽』
天曆八年十二月二十四日	『小野宮年中行事』「十二月」	『群書類従』
天曆九年十二月十六日	『類聚符宣抄』天曆十年七月七日宣旨	『新訂増補国史大系』
応和元年十二月二十一日	『類聚符宣抄』応和二年正月十九日宣旨・同年三月八日宣旨	『新訂増補国史大系』

荷前の年月日	典	拠	備考
嘉応二年十二月二十一日	『玉葉』	嘉応二年十二月二十一日条	国書刊行会
治承四年十二月二十四日	『玉葉』	治承四年十二月二十四日条	国書刊行会
建暦二年十二月二十七日	『明月記』	建暦二年十二月二十七日条	国書刊行会
建保元年十二月十五日	『明月記』	建保元年十二月十五日条	国書刊行会
嘉祿元年十二月二十八日	『明月記』	嘉祿元年十二月二十八日条	国書刊行会
嘉祿二年十二月二十二日	『明月記』	嘉祿二年十二月二十一日・二十三日条	国書刊行会
安貞元年十二月二十七日	『明月記』	安貞元年十二月二十七日条	国書刊行会
観応元年十二月二十九日	『園太曆』	観応元年十二月二十七日・二十九日条	統群書類従完成会

(注) 『類聚符宣抄』には二十一日とあるが、『日本紀略』には二十二日とある。

表 懈怠した荷前使の言

出典	荷前山階山陵使右衛門督称病、粟田婦去者
『貞信公記抄』承平二年十二月二十五日条	有荷前事、依当殊固之身忌、閉門戸也、已時召使来云、大外記清方仰云、使参議以上多申障不参、早可参入者、依殊固忌、称罷去他処之由不参入、前日大閤仰云、故高階忠岑真人云、物忌日者不可参向神社及山陵、是古人所伝也云々、彼真人能習陰陽之道、知如此事之者也者、承此仰之後、所障尤多、仍不参入耳
『九条殿記』「荷前」承平五年十二月二十五日条	大臣召外記仰云、使等若有申障者乎、外記申云、只今左馬頭惟扶朝臣・備中權守篤望王・内膳正斎章王・図書頭時頼等候待賢門、申病由云々、(略)外記又参申云、官掌申云、大夫等病或頭然、但至于申本病発動之由、難実檢云々者
『九条殿記』「荷前」承平六年十二月十六日条	

<p>『九条殿記』「荷前」承平八 (天慶元)年十二月二十四日条</p>	<p>有荷前事、遭故勤子内親王喪之後未随例、加以上臈公卿依数参仕、無有闕怠云々、仍不奉仕使役</p>
<p>『九条殿記』「荷前」天慶四年 十二月二十一日条</p>	<p>有荷前事、心神違例、進退猶難艱、仍申障不役</p>
<p>『九条殿記』「荷前」天慶六年 十二月二十六日条</p>	<p>有荷前事、右大将依物忌不被参、仍下官行事</p>
<p>『九条殿記』「荷前」天慶七年 閏十二月二日条</p>	<p>使参議以上八人也、而参入四人、(割注略)申障四人、(割注略)(略)藤宰相依病不参</p>
<p>『九条殿記』「荷前」天慶八年 十二月二十日条</p>	<p>此日有荷前事、下官依当殊固物忌、欲申障由、而昨参内之次、大外記公忠宿祿申云、源中納言清隆、今日奉三箇日假文也、左衛門督顯忠、自去十月朔称病于今不被参、藤中納言元方、去十七日奉三箇日假文也、然則明日者假外也、而今日重示曰、所劳未平、因之明日不可参云々、又侍従大夫等十一人各申障由也</p>
<p>『九条殿記』「荷前」天慶九年 十二月二十六日条</p>	<p>外記申大臣云、源中納言清隆、<small>(左)</small>石衛門督顯忠、右衛門督高明、大藏卿保平或称假由、或申病由</p>
<p>『九条殿記』「荷前」天曆元年 十二月二十日条</p>	<p>景行王 ↓不申障由 小野朝臣道風 ↓不申障由 源朝臣国淵 ↓其病不顯然 逢官掌良貞、良貞申云、左方脚有大瘡、又申、今夜為盜竊被取裳之由、不着朝衣者 有融王 ↓其病不顯然 遣官掌真髮部常雄加実檢、申云、脚病実也、左右脚腫者 藤原朝臣尹甫 ↓其病不顯然</p>

遣官掌依智秦良貞、還來申云、参事実也、申脚病発動左右脚腫之由者
↓雖申病由不自参、只使者触召使而去云々

源朝臣寬信
召使清科貞信申云、使者來云、自所(由之)、昨煩霍乱、甚危急也、不堪臥起、仍宅
人等只今申此申者

藤原朝臣元並
↓官掌常雄申云、月來治重病之由明白也、容顏枯槁、不可堪行步者

源朝臣就
↓依元昭朝臣衷飯也

上毛野朝臣常行
↓依中宮御消息被免

『小野宮年中行事』十二月条

天曆三年十二月廿五日(略)今日荷前之日也、重服之人雖有禪参入、右大将称固物忌不参入、重服
上達部定無便宜、不差使、又使上卿彼此申障云々

『政治要略』天曆六年十二月二十一日条

左大臣被申障由、(略)即有方進差文、即申云、申身病、大夫等、依例候待賢門

『權記』寛弘六年正月五日条

去年荷前使闕意諸卿五人、去年十二月廿九日、依左大臣伝宣、今日問伝大納言、左衛門督、彈正
尹、右宰相中将、大藏卿、各申病由、即申案内了、仰云、荷前使三人已上闕意事、自昔所不見、
去年如此、尤重可誠給、然而殊有所思食、此度免給、将来不可有如此、仍仰了

『小右記』寛仁元年十二月二十一日・二十六日条

廿一日、(略)荷前使事山階中、召使令申也、預答勞響之由詔

廿六日、(略)荷前、余山階中小階使也、申障、腰痛

『小右記』寛仁二年十二月十九日・二十日条

十九日、(略)今日有所勞不可勤荷前使之事仰外記順孝了
廿日、(略)昨日公家荷前、(略)申障人、余面上寸・朝経

『小右記』寛仁三年十二月十八日・二十四日条

十八日、(略)召使申云、廿四日荷前使出障、事外記国儀令申者、仰国儀可参由、即参来、召前仰
有所勞不可勤由、事実者廿一日可移新舎、撰吉日可参内、仍可難勤荷前役
廿四日、(略)入夜宰相重来云、参中宮御仏名、又云、今日荷前、外記国儀云、使上達部被申故

『小右記』 治安元年十二月二十五日条	障、致仕大納言可被勤、雖不被定使申請勤仕、此外納言皆被申故障、(略)故障人々、余移新屋申障、大納言齊信、中納言行成、 <small>依任大宰帥、初頼宗、從此役可有忌勞</small> 、參議公信
『小右記』 治安三年十二月十七日条	宰相來云、連夜候御仏名、太以難堪、仍令申所勞由不勤荷前使者、外記順教令申云、荷前使權大納言行成、左兵衛督公信、大藏卿連任、皇太后宮權大夫資平、申故障者、仰云、有所勞不可參行由昨仰文義朝臣、今日參入上臈人可奏行由同仰先了 <small>(奉九)</small>
『小右記』 治安三年十二月十七日条	早朝召遣外記祐頼問今日荷前使事、權大納言行成、中納言兼隆、參議資平申障、新中納言朝経昇進、仍不可勤也、班幣所參議定頼申障、転左大弁也、昨日左大弁故障事申問白、被定可仰參議広業由、即遣事由、 <small>(三)</small> 申障、関白仰云、重可仰者、仍仰遣、申可參仕由畢者、又故障人々事仰可申関白由畢、余有所勞不行今日事
『小右記』 万寿元年十二月十九日・二十二日条	十九日、(略)外記惟経申云、中宮大夫 <small>齊信障言不分明、以・頼隆可令申者、</small> 春宮大夫申 <small>去年奉仕、頼</small> 廿二日、(略)早朝外記惟経申云、大藏卿連任、有所勞、不可勤荷前使者、(略)輔政朝臣所勞有実可免荷前使由同仰之、即惟経來云、權大納言候御仏名退出後風病発動、不能勤仕者
『春記』 長久元年十二月二十二日・二十九日条	二十二日、(略)今日有荷前事、上卿藤中納言參入、而使々皆申障不參、頼雖被催仰、一切不參入、仍藤中納言修理大夫只二人奉仕此了、是去年之例也、次四人猶為少、何況於二人、無術計之代也、万事始之、未代之極也、丑一昶使立了 <small>重尹</small>
『水左記』 永保元年十二月二十四日条	廿九日、(略)又荷前使々皆申障不勤仕、可召問事等、可仰関白也者、(略)而皆申障、同右衛門督申物忌由、是前々被免事也、又右兵衛督忌日也、左宰相中將日者有勞事不出仕也、以此旨先日奏、仰云、右衛門督所申不分明、重可催者、而猶不參入、(略)右衛門督殿命云、先日申物忌由於関白殿、貞信公御遺言、物忌不可向神社山陵、又九条殿并小一条右大臣殿皆依物忌不勤此役、早且付藏人広綱令奏云、今日荷前使可勤仕之由去十七日外記使部所催候也、雖然令申所役由了、又無重催、爰昨日猶可勤仕之由使部重所催也、而從去廿二日有犬死穢、不能勤仕之旨又令申了、前後之間自然両端、如此之間、己似辭遁、前々觸穢之人勤件例役粗所候也、随御気色欲進止者、

『中右記』天永三年十二月二十一日条	広綱伝仰云、犬死穢事聞食了、辭遁之由更所不思食也、又触穢之人強不可動者 荷前也、予雖入使、依堅固物忌、申障不參仕也
-------------------	--

各史料の出典については表「荷前使懈怠一覽」の「備考」欄参照。

淵は長官を、藤原朝臣尹甫は次官を、それぞれ「病」を認められずに解かれているのである。そして、その後もこのように「病」を称して荷前使を懈怠する者は後を断たず、やはり『類聚符宣抄』の安和元年十月十一日「太政官請状」には、「或忽隱遁。或俄称病故。遂不奉仕之輩已及十之四五矣」とみえる。

それでは、「喪」や「物忌」等を称した場合はどうであったであろうか。表「懈怠した荷前使の言」にみえる例では、承平五年の藤原師輔の「殊固忌」、右にみた天暦元年の源朝臣就の「喪仮」、天暦三年の右大将の「固物忌」、長久元年の右衛門督の「物忌」、また天永三年の藤原宗忠の「堅固物忌」の場合、いずれも処分をうけてはいないようである。そして、これは荷前使の懈怠の例ではないが、

『西宮記』⁽¹⁷⁾「十二月」には、「御記云、(略)同月廿四日、奉荷前云々、相当物忌之中、諒闇也、仍不親拜」とある。これによると村上天皇は「物忌」のため荷前の際に「出御」しなかったのである。

このような荷前と「物忌」の関係については、『九条殿記』承平五年十二月二十五日条「前日大閣仰云、故高階忠岑真人云、物忌日者、不可参向神社及山陵、⁽¹⁸⁾是古人所伝也云々、彼真人、能習陰陽之道、知如此事者也者」、また『春記』⁽¹⁹⁾長久元年十二月二十九日条「右衛門督殿命云、先日申物忌由於関白殿、貞信公御遺言、物忌不可向神社山陵」という記述が想起される。これらを考え合わせると、およそ十〜十一世紀頃、朝廷では陵墓と神社は同じ範疇として捉えられ、「物忌」の間は立ち寄るべきではないと考えられ

た場合もあつたようである。そのため「物忌」等の場合は荷前使の務めを果たさない、という考え方がでてくるのである。このような陵墓観を念頭におくと、表「懈怠した荷前使の言」の永保元年の項にある、「大死穢」のため荷前使を果たさないとする例(『水左記』)も理解できる。

そうすると、右のように「喪」「物忌」を称した場合はともかく、荷前使の懈怠について「病」「申障」等と記されている多くの場合について、務めを懈怠しようとした真の理由を考える必要がある。

さきに天暦元年の例でみた「病」を称した場合に限らず、荷前使の懈怠は何らかの処分を伴う場合がある。『類聚符宣抄』によれば、節会に参仕させない、侍従の任を解く、禄に預らせない、過状を書かせる等の例がみられ、また『樗囊抄』(25)「年中行事・荷前」天慶七年閏十二月二十九日条には「不仕人料」として「闕新嘗小忌并荷前侍従大夫十一人、不入除目」とある。このような厳しい処分が繰り返されたこと自体、当時荷前使の懈怠が一般的であつたことの証明ともいえる。これらの荷前使の懈怠の真の理由はどのようなものであつたのであろうか。

それは、荷前を「不浄」とし、陵墓を管理する諸陵寮の

官人を「禁忌之官」とする考え方と密接な関係があると思われる。それについては、まず『九条殿記』(「荷前」承平六年十二月十六日条には、次のようにみえる。

雅楽頭源朝臣適申云、適月来為齋官别当勤行雜事、或説云、諸陵寮官人当神事月不参内裏云々、是依有所恐也、而今適為彼寮别当、於参陵如何、為蒙處分、洩申云々、大臣諸卿共定云、誠雖有别当号、是非寮官、加以齋官・齋院别当・弁大夫或臨事兼行仏事、或亦今日行事、以此謂之、非可忌避、不可敢免者、

この史料から、諸陵寮の官人は神事の月に参内しないと考へ方があつたことがわかる。そして『小野宮年中行事』は、荷前に先だつて荷前使を定める荷前定について次のように述べている。

康和三年十二月十日邑上御記云。左大臣令申云。今日定申荷前使如何。令仰云。今日神今食散齋也。旧説。諸陵官人。齋月不入宮中。况定荷前使。

また、『本朝世紀』(26)「康治二年十二月十四日条は、左のよう

に記している。
内大臣参左仗。依為公卿勅使参宮之間。荷前定可延引否。被問外記。申云。神事之日荷前定。先例不分明。但

永久二年十二月十三日依大神祭使立日。被定元日擬侍
従。不定荷前使。可有其禪者。延引了。

さらに『年中行事秘抄』⁽²⁷⁾は、荷前は吉日を選んで行なう
としつつもその後で、「雖似神事。頗涉不淨。仍不行他神
事」と、荷前を「不淨」としており、『職源抄』⁽²⁸⁾も諸陵寮
の官人について、「為禁忌之官。仍寮頭之外強不任之」と
説明しているのである。

これらの史料は当時の陵墓観を明確に示すものである。
この、荷前を「不淨」とし諸陵寮官人を「禁忌之官」とす
る考え方の背景には、陵墓を穢れたものとする考え方、つ
まり陵墓を「穢」とする陵墓観を想定することができる。

このような陵墓観は、さきに触れた陵墓と神社を同じ範疇
として捉える陵墓観と矛盾するものではあるが、荷前使の
多くが殿しい処分にもかかわらず、「病」と称して務めを
懈怠したという事実は、この陵墓を「穢」とする陵墓観を
考えなければ説明できないであろう。

またこのことから想い起こされるのは、葬礼や陵墓にか
かわる仕事を世襲した土師氏が、天応元年六月に「專預凶
儀。尋念祖業。意不在茲」⁽³⁰⁾と「凶儀」に預かることを忌避
したことである。これも、右に触れた諸陵寮官人を「禁忌

之官」とする考え方と同じ文脈で捉えることができよう。

もとより荷前使の総てが務めを懈怠したわけではなく、
また懈怠の理由も、その総てが陵墓と神社を同じ範疇とし
たり、陵墓を「穢」とする陵墓観に求められるのでもな
い。注(14)で指摘した例外的な理由の他にも、十二月とい
う敵冬に荷前が行なわれたことが、荷前使の懈怠を促す要
因ともなったのである。この点について『江家次第』⁽³¹⁾には
「懷忠卿為荷前使時、当宇治三所、夜冴寒、至河原辺、次
官庶政申云、此已宇治也、即燒幣物、此事常為後悔」とみ
え、『小右記』⁽³²⁾治安三年十二月九日条は荷前定について「就
中敵寒比連日參、不可之故也」と嘆き、『弁内侍日記』建
長二年十二月十六日条は、荷前と寒さが切り離して考えら
れない様子を次のように伝えている。

十二月十六日。野前(ノノ)の使の立つ日也。南殿の庭に幔引ま
はして。大宋の御屏風などたてゝ。みくらやぶかひなど
が。雪はかきたれふるに。あらしをしのごて。使々いそ
がしもよほすけしき。いと寒げなり。打払ふも面白く
て。弁内侍。

風まぜの雪うちほらふ袖さむしのぎきの使心しらなん。

また、荷前の年中行事としての内容の形骸化も同時に進

められる。『小右記』寛仁三年十二月二十五日条には左のようみえる。

荷前無上卿、参議行之歟、致仕大納言不可行、近代上卿不参事不聞耳、納言多候中宮御仏名、而不被仰可行荷前事之由如何、但関白未従事之間不申事由歟、

そして『中右記』⁽³⁵⁾ 承徳元年十二月二十三日条には次のようにある。

候内之間可着班幣之由来催、申時許行向大藏省之處、於途中事了由弁侍来告、仍空帰了、公定相公不待弁参着行、頗雖奇怪近代作法如此云々、

もちろん荷前の総てが形骸化したとはいえないにせよ、このような荷前の形骸化を伝える史料がこの頃以降散見されるのである。⁽³⁶⁾ しておよそ十五世紀以降、荷前など朝廷による陵墓の祭祀・管理を示す史料はほとんどみられなくなる。『高谷文書』⁽³⁷⁾ は、天文六年十二月一日に千千代丸が「天智天皇山科御陵沙汰人職」に補せられたことを伝えるが、⁽³⁸⁾ これなどは最も降った例といえよう。

そして、本章で述べた陵墓を「穢」とする陵墓観は、陵墓祭祀の衰退・陵墓管理の荒廢にもかかわらず中世・近世を通じて朝廷内で永々と維持・記憶され、陵墓が政治の上

で注目されるに至る幕末・維新时期に、再び歴史の表面にあらわれてくるのである。

(三)

近世、松下見林・本居宣長・蒲生君平らが陵墓の研究に並々ならぬ熱意をよせ、徳川幕府が元禄期以降幕末期に至るまで、断続的に陵墓の搜索・修補を手がけたことはよく知られている。⁽³⁹⁾ 特に幕末期の修陵は、これから述べる幕末・維新时期の朝廷・明治政府の陵墓を「穢」とする陵墓観とおよそ時を同じくする点で、見落とせないものである。しかし、陵墓に寄せるこれらの関心は、基本的には朝廷の外のできごとで、(一)でみた朝廷の陵墓観とは自ずと系統を異にするものといえよう。ここでは(二)でみた陵墓を「穢」とする陵墓観に注目しつつ、幕末・維新时期の朝廷・明治政府の陵墓観の変遷について論じ、近世の武家等の陵墓観についてはそれとの関連で触れるにとどめたい。

朝廷が再び陵墓の祭祀・管理に関心をもつようになるのは、幕末・維新时期の緊張した朝幕関係の中においてであった。いわゆる文久三年八月十八日の政変で中止になったも

の、孝明天皇の神武陵・春日大社への攘夷祈願の奉幣計画はその一例といえよう。そしてこの神武陵への奉幣は慶応元年以降恒例となり、明治期には神武天皇祭へと発展することになる。⁽⁴⁰⁾ また、朝廷が陵墓の修補の功を賞することもこの頃行なわれ、⁽⁴¹⁾ 和宮の徳川家への降嫁をめぐって、和宮の父の仁孝天皇陵への和宮の参拜の問題が、朝幕間でかれこれ論ぜられたことも注目される。

もとよりこれらは、それぞれの個別な要因によるもので、^(二) でみた朝廷の年中行事の一つとしての陵墓祭祀とは異なる。しかしこのような政治的な要因の他、幕末・維新时期に天皇の地位を再認識させる思想的背景となった国学、また近世に盛んに行なわれた考証学も、陵墓に深い関心を示したことを考え合わせると、朝廷・明治政府が陵墓の祭祀・管理について何らかの対応を迫られたのは、むしろ当然であった。ここでは、この陵墓をめぐる問題を抱えた幕末・維新时期の朝廷・明治政府の陵墓観について、^(二) でみたおよそ平安期頃の朝廷の陵墓を「穢」とする陵墓観がどのようなにかかわっていったか、という点に注目して考察をめぐらせた。

このような陵墓観に関する史料は実に少ないが、その中

でも次の『復古記』の記述は注目に値する。

(明治元年閏四月七日条)

○制度事務局ニ令シテ、山陵御穢ノ事ヲ議セシム

嵯峨実愛手記ニ云、閏四月七日、制度局⁽⁴²⁾、⁽⁴³⁾ へ山陵御

穢有無ノ事可被定申入置候。

○

皇国ノ古典ヲ通考仕候ニ、上代ニハ 天皇ヲ現津御神ト

称奉候テ、現在ニ神ト被為在候御儀ニ御座候へハ、幽界

ニ被為遷候テモ又 神ト被為在候事、更ニ疑ナキ御事ニ

御座候、然ルニ中世以来、仏徒ノ巧説ニ被為拘泥候テ、

御大切ナル御葬祭ヲ一切僧徒ニ委任被遊候ノミナラス、

其御陵處ヲモ専ラ仏寺ノ境内ニ被為管候事ニ相成候故

ニ、懸マクモ畏キ 天皇ノ山陵ヲハ、穢處ノ様ニ心得候

人モ在之候ハ、余リニ歎ケ敷御事ニ御座候、元来葬祭ハ

人倫之大事ニ御座候へハ、左様ニ軽々敷僧徒ニ御任セ遊

ハサルヘキ御事ニハ不被為在義ト奉存候、今般御一新ノ

折カラ、何卒此弊風ヲモ御改正被遊、山陵ノ御祭祀モ

御在世ニ不被為替、公卿大夫御懇篤ニ御奉仕可被為成御

儀ト奉存候、又 山陵ハ万代不易ノ幽宮ニ被為在候へ

ハ、世人ノ穢處ト心得申サ、ル様、天祖ノ神宮ニ被為

擬、潔清ニ 御尊崇被為在度奉存候事。

谷森諸陵助

制度事務局叢書

○ 山陵ヲ以テ神社ニ被擬候旧證之義、蒙顧問候處、一向寛悟不仕候、年中行事秘抄荷前ノ條ニ、雖似神事頗涉不淨仍不行他神事ト、又斎月諸陵官不可參 内ト有之、此文ニ據候得ハ、神社ニ難被擬歟、仍テ此段言上仕候、以上。

閏四月

勢多大判事

制度事務局叢書

○ 御穢ノ事、廟議遂ニ之ナキニ決セリト云。
また『大日本維新史料稿本』の同日条も『復古記』と同じ史料を引いており、その後で次のような補記を付している。

○ 以上二書並ニ日ヲ俟ス本件答議ハ以上二書ノ外見ル所ナシ

○ 按スルニ本件ノ結局ニ関シ復古記按文ヲ付シテ云フ「御穢ノ事廟議遂ニ之ナキニ決セリト云フ」ト然レトモ

今史料ノ之ヲ徴スヘキモノナシ姑ク録シテ後考ヲ俟ツつまり、陵墓が「穢」であるかどうかをめぐるこれらの議論については、『嵯峨実愛手記』⁽⁴⁶⁾と『制度事務局叢書』⁽⁴⁷⁾から引用された谷森と勢多の主張の他には史料を得られず、また『復古記』は陵墓を「穢」としない廟議の決定があったと記すがその根拠は不明である、というのである。

いづれにしても、ここで谷森が「懸マクモ畏キ 天皇ノ山陵ヲハ、穢處ノ様ニ心得候人モ在之」といい、また「廟議」も陵墓の「穢」を「之ナキニ決」せねばならなかったことからわかるように、陵墓を「穢」とする陵墓観はこの明治元年の段階でも存在していたのである。この点、『年中行事秘抄』のみを根拠として自説を開陳する勢多の論より、むしろ陵墓を「穢」とするのに反対であった谷森の主張に、幕末・維新期の朝廷・明治政府の陵墓観をめぐる様相が集約されているといえる。

またここで、『御陵意見矢野玄道稿』⁽⁴⁸⁾にも言及する必要がある。これは「慶応四年閏四月十四日」に成ったもので、陵墓が「穢」であるかどうかについて慎重な議論を展開するものである。この中で矢野は「列聖の御陵ハ万世の幽宮にて今猶厚く御尊崇可被遊由ハ実至当之論に奉存候」

「掛巻も長き現御神天津神御子の命に於ては崩御被遊ては則責き神明と御座被成候」「臣子の分として仮初にも御陵苑をは疎略に奉存へき事には無御座候」と述べつつも、『古事記』『日本書紀』『儀式』『類聚国史』『年中行事秘抄』『日本紀通証』『江家次第』『小野宮年中行事』等を引いて、神社と山陵がかつて同一視されなかつたこと、つまり陵墓を「穢」とする陵墓観のあつたことについても具体的に論じているのである。⁽⁵⁰⁾

このように、明治元年の段階では、陵墓が「穢」であるかどうかについて政府内部でも大いに議論されていたのである。それでは、その前段階の幕末期の朝廷の陵墓観はどのようなものであつたのであろうか。その点については、元治元年の諸陵寮再興に関連した左のような下橋敬長の言が目をひく。

諸陵寮は元治元年御再興となりまして、その諸陵頭を撰家諸大夫の内にて競望の儀を仰せ出されましたところ、自然、宣下に相成ります上は、恐れ多いことであります。が、禁忌の官であるので、正月元日より十五日まで、かつまた御神事の節には朝廷へ出入りを停止せられるので、差し支えが少なくないので、何人も競望する者がな

く、皆お断りを申し上げたのであります。よつて親王家の諸大夫へその競望を仰せ出されましたところ、これもまた同様にお断り申し上げました。⁽⁵¹⁾

幕末期でも、朝廷では陵墓を管理する諸陵寮官人は「禁忌の官」とされているのであり、陵墓を「穢」とする陵墓観が支配的であつたことがここでも知られるのである。

もっとも、さきにも述べたようにこの時期の陵墓観については、ひとり朝廷・明治政府のみならず幕府等武家の動きにも目を向けて論じなければ充分とはいえない。諸陵寮再興はこの頃、元治元年二月二十四日、⁽⁵²⁾明治二年九月十七日、⁽⁵³⁾そして明治十九年二月四日の三回行なわれているが、これらについてみても、例えば幕末期に山陵修補を積極的に行なつてきた宇都宮藩の戸田忠至は、元治元年の再興に関して神武天皇以下の「御陵」が「破壊荒蕪ノ憂不少御尊奉難相立」ため「諸陵寮御再建被為在候様」請い、さらに「先帝御追孝次ニハ下民ニ孝道御示シノ義」⁽⁵⁴⁾を期待し、また明治二年の再興に際しては、忠至が東京に賜つた屋敷を「不残奉還仕是ヲ以諸陵寮ニ被宛」⁽⁵⁵⁾ことを願っているのである。このように、幕末・維新时期に置かれた諸陵寮は、朝廷・明治政府内のみの動きによつたものとはいえない。

しかし、明治二年の諸陵寮再興に關連した左のような史料は当時の陵墓観を考へる上で実に興味深い。

（明治）
布告 二年九月十七日

今般神祇官中ニ諸陵寮被為置候事

神祇官上申 二年九月日欠

山陵ノ儀当官総官ニ被仰出候處職員打混候テハ清穢ノ別不相立議論沸騰可致ニ付山陵事務ハ別局ニ仕神祇事務ト混雜不相成様仕度就テハ職号御取定有之候様可然御評議可給候也

神祇官上申 二年九月七日

山陵ノ儀当官管轄被仰出候處右様相成候上ハ譬へ御神事中ニテモ至急ノ節參陵不致テハ不相叶儀モ可有之泉涌寺等穢ニ相定居候分甚難取計候間其職掌別ニ被立置候上ニテ当官ヨリ管轄致シ候様被仰出度候如従前諸陵寮ニテモ又別ニ新号被定候上ニテモ不苦右様相成候上当官被接被仰出度候此旨御評議可給候也

指令

神祇官管轄ニテ寮置候人撰申出可然候事⁽⁸⁾

この中では、神祇官内に陵墓事務を担当する別局を設置する必要がある理由について、「山陵事務」と「神祇事務」

を掌る職員が「打混候テハ清穢ノ別不相立議論沸騰可致ニ付」と述べている点が注目値する。『復古記』によれば、明治元年にはすでに陵墓について「御穢ノ事、廟議遂ニ之ナキニ決」したというが、それにもかかわらず明治二年九月の段階においてすら、陵墓を「穢」とする陵墓観が神祇官の内部で支配的であつたことが窺えるのである。

以上にみてきたような幕末・維新期の朝廷・明治政府の陵墓を「穢」とする陵墓観は、決して唐突に現われたものではない。(二)でみた、およそ平安期以降の朝廷における陵墓を「穢」とする陵墓観と同じ文脈で捉えられるものである。

このような陵墓観は、まさに中世・近世を通じて朝廷で永々と維持・記憶されていたのである。幕末・維新期に至つて陵墓についてとりざたされる際に、少なくとも朝廷・明治政府内で、この陵墓を「穢」とする陵墓観だけが表面化し、(二)でみた、陵墓を神社と同じ範疇として捉え「物忌」等の時は神社・陵墓に向かわないとする陵墓観は、以下に述べる近代天皇制下の陵墓観に凶らずも合致すると思われるにもかかわらず、むしろ表面にはでてきていない。こうしてみると、このような陵墓を神社と同じ範疇とする

陵墓観は、幕末・維新时期に至るまでの間に次第に忘却されていったのであろう。

いづれにしても、明治政府の企図した近代天皇制下、現人神とされる天皇の祖先の墓地たる陵墓がいつまでも「穢」とされるままであろう訳はない。そしていわゆる神仏分離政策は、皇室のさまざまな宗教儀礼の仏教的側面をも次第に拭き去るに至るのである。陵墓観も、このような宗教政策を確実に反映して変遷してゆくのである。

その点で、明治三年八月の諸陵寮による『御陵御改正案』⁽⁵⁹⁾が神仏分離と陵墓の管理に関連して、次のように述べているのは重要である。そこにみられる陵墓観は、明治元年・二年の場合と較べて著しい変化を示している。

(略) 抑

神世以来御一統之

皇室

御歴代御追孝之御祭典

御陵之御取扱方等ハ上親王華族ヨリ下億万之庶民迄モ模

範ト仕儀ニ候得者、断然ト浮屠混淆不相成旨神社へ被仰

出候通普ク御布告被遊泉涌寺等全

御陵ニ関係之寺院ハ一山不残還俗被 仰付御人撰ヲ以相

当之職務被 仰付其他寺院境内ニ

御陵被為在候御場所ハ僧徒共ヨリ不残還俗願出候者格別

無左候へ者塔中一院ニテモ還俗被 仰付嚴重区域ヲ立相

応ニ代地ヲ下賜候ハ、是亦各得其所可申奉存候(略)

これは「御陵之御取扱方浮屠混淆ニテハ於寮官等モ実不堪懸念殊更苦心罷在候」という実情をふまえて、陵墓管理の上でも神仏分離の徹底を期することを主眼としたものであるが、陵墓観についてみれば「皇室御歴代御追孝之御祭典御陵之御取扱方」が「上親王華族ヨリ下億万之庶民迄」の「模範」となるとしているのが特に目をひく。

この後、陵墓事務の管轄は注(55)でも述べたようにめまぐるしく変転するが、その経過の中で明治政府は歴代天皇以下多くの陵墓を決定し、また祭祀・管理する体制を確立して、近代天皇制の一環として陵墓行政を位置づけてゆくのである。

ここでなお諸陵寮についてみれば、明治十九年の三度目の再興に先だつて足立正聲⁽⁶²⁾が明治十六年一月に著した『諸陵寮被為復度儀ニ付建言』⁽⁶³⁾が注目される。これは、当時すでに陵墓に関する事務を掌っていた宮内省内に、さらに諸陵寮を置くことを「建言」するものであるが、その内容は

さきに述べた明治二年の段階とはおよそ異なったものになつてゐる。またこの史料は、当時の陵墓の祭祀・管理の事態についてもすこぶる興味深い記述を含んでゐる。

諸陵寮被為復度儀ニ付建言⁽⁶⁾

祖ヲ重ンジ親ヲ厚ウシ遠ヲ追ヒ祀ヲ慎ミ給フハ乍恐我
皇上御孝道ノ第一ト奉存候中古 王綱解紐ノ御世ハ何ト
モ難申上御一新ニ速ンテ神祇官ヲ建テ諸陵寮ヲ置キ大ニ
復古ノ御模様被為在候処追々御变革神祇官ハ廢シテ社寺
局ノ半面ト式部寮ノ一課ニ存シ諸陵寮ハ止ンデ纔ニ侍講
局中ノ一掛ニ其名ヲ見ルノミ抑神祇官ハ当今政体上御建
置難被成御場合無之トモ難申候ヘドモ諸陵寮ノ如キハ
皇室ノミノ事ニ属シ候ヘバ此寮名ノ存不存ニ於テ敢テ他
ニ關係ハ有之間敷歟往古陵墓ヲ被為重候儀ハ別紙ノ如ク
ニテ平常御守護ノ行届キ候ハ勿論毎歲荷前ノ御使ヲ被為
立御使発スルニ臨ンデ

天皇御親ヲ礼拝シ給ヒ各陵墓ニ御奉幣有之候次第第ニ至
矣盡矣ト謂ツベシ然ルニ近来ノ有様ニテハ年々御陵祭ノ
被為在候ハ僅ニ

神武天皇山陵并近陵

御四代ニ止リ其他ハ更ニ御陵墓ニ就テノ御祭祀不被為在

又歳時巡檢ノ法モ無之タゞ平常地方ノ輕輩^(等ノモノ)ニ其
看守ヲ御委任被遊候マデニテ申サハ水ノ手向人モ無之為
体何程費用ヲ省キ簡易ヲ貴フ世ノ中ニ御座候トモ余リニ
歎ケ敷次第ト奉存候仰願クハ速ニ諸陵寮ノ名ヲ興シ遣使
ノ儀ヲ被為復御孝道ノ大本ヲ億兆ニ示シ給ヘンコトヲ
(但費用ヲ増加セズ其事務ヲ繁冗ナラシメザル様ノ方法
ハ別ニ可有之奉存候) 何卒厚ク御評議被為在候様小臣不
堪伏望至候恐惶懼頓首々々

明治十六年一月

御陵墓掛

宮内少書記官

足立正聲

宮内卿徳大寺実則閣下

このように、明治十六年には、「御孝道ノ大本ヲ億兆ニ示」そうと諸陵寮再興が主張されたのである。これはさきにみた明治二年の段階のように、「清穢ノ別」を立てるために諸陵寮の再興がなされたのとは、名分の上で著しい対照をみせてゐる。

また足立は、前章でみた『職源抄』の諸陵寮官人に関する「為禁忌之官。仍寮頭之外強不任之」という記述について、次のように述べてゐる。

按スルニ本文ニ為ニ禁忌之官トイヘル甚コ、口得ス喪葬

ノ事コソ人情ノ悪ム所ナレ当寮平常ノ務メ専ラ陵靈ヲ祭
祀スルニアリ陵靈ヲ祭ルニ於テ何ノ禁忌アラシヤコレ全
ク五六百年以來神事齋戒ヲ特ニ蔽ニセラレシヨリ起レル
弊風ナリミヨヤ諸書所見ノ二三ヲ記載スルスラ別紙略補
任⁽⁶⁵⁾ノ如ク同時ニ頭助ヲ任シ或ハ允屬ヲ任セラレタリ然レ
ハ其以前ニ於テ其職ヲ具セラレシト推知スヘシ何ソ寮頭
ノ他之ヲ任セストイフベケンヤ⁽⁶⁶⁾

ここに足立の陵墓・諸陵寮観が端的に示されている。も
つともこの足立の議論だけをもってこの時期に陵墓を「穢」
とする陵墓観が全くなつていたとはいえないのである
う。しかしここでは、少なくとも公式的な名分の上では陵
墓を「穢」とする陵墓観が次第に駆逐され、近代天皇制に
適合する陵墓観が次第に席捲していった点に注目したい。
さらに降って『明治天皇紀』明治二十三年六月三日条に
は、当時政府の懸案であつた条約改正に関連して陵墓政策
が位置づけられるという、次のような記述がみられる。

是れより先、条約改正の議起るに際し、伯爵伊藤博文以
為らく、万世一系の皇統を奉戴する帝国にして、歴代山
陵の所在の未だ明かならざるものあるが如きは、外交上
信を列国に失ふの甚しきものなれば、速かに之れを檢覈

し、以て国体の精華を中外に発揚せざるべからずと、廟
議之れを可⁽⁶⁷⁾とす

ここには既に、陵墓を「穢」とする陵墓観がその姿を現
わす寸分の余地もないのである。

(四)

以上にみたように、陵墓を「穢」とする陵墓観は、明治
期の極く初めの段階までは政府内部でも一般的なもので、
その源流は平安期頃の朝廷の陵墓を「穢」とする陵墓観に
求められるものである。そしてこの陵墓観は次第に消滅の
方向をたどり、近代天皇制に適合する陵墓観にとつてかわ
られるに至るのである。この陵墓を「穢」とする陵墓観に
ついては、従来平安期頃と幕末・維新时期に分断されて論ぜ
られてきたのであるが、こうして陵墓観の変遷という視点
から両者を通観して考察すると、このように考えることが
できよう。

また、(三)でみた近代天皇制の一環としての陵墓政策につ
いては、明治政府による陵墓の決定・祭祀・管理体制の整
備・展開の様相とも合わせて、さらに具体的に考察する必

要がある。本稿はこのような近代天皇制下の陵墓観が成立する前段階の陵墓観を解明するための一つの試みである。

注

- (1) 『岩波講座日本歴史』(昭和八、十年)所収。
- (2) 和田同書二十七頁。
- (3) 弘文堂、昭和五十三年。
- (4) 田中同書三十九頁。
- (5) 他に、塩入伸一「我が国古代における死者と葬地について」(『大正大学大学院研究論集』第五号、昭和五十六年)、同「我が国古代陵墓の管理について」(『文叢』十七号、昭和五十九年)。
- (6) 洋々社、昭和二十九年。
- (7) 堀、戸田同書九十七頁。
- (8) 岩波書店、一九六一年。
- (9) 神島同書三〇七頁。
- (10) 国書刊行会、昭和五十八年。
- (11) 他に、山口銳之助「明治維新と大國隆正」(二)(『東亜の光』第二十三卷第七・八合併号、昭和三年七・八月)、藤井貞文「明治新政と山陵の措置」(『国史学』第六号、昭和六年三月)。

(12) 『群書類従』。

(13) 鎌田正憲「荷前奉幣制度の研究」(上)(『国学院雑誌』第二十九卷第一号、大正十二年一月)九十四頁参照。

(14) 表「懈怠した荷前使の言」寛仁三年条の「依移新屋」や、表には取り入れなかったが『玉葉』(国書刊行会)治承四年十二月二十四日条「為宇治使、欲向處、武士充滿、有其恐、仍不遂前途、於河原遙拜云々」というような場合は、ここでは例外としてよいであろう。

(15) 『新訂増補国史大系』。

(16) 『大日本古記録』。

(17) 『改訂史籍集覽』。

(18) 表「懈怠した荷前使の言」承平五年条参照。この『九条殿記』の記事は『北山抄』(『丹鶴叢書』)にも「当御物忌時、不向神社山陵之由、見九条記」として引用されている。

(19) 『史料大成』「春記脱漏」。

(20) 表「懈怠した荷前使の言」長久元年条参照。

(21) 弘仁四年正月七日宣旨、承和二年十二月九日宣旨。

(22) 貞観二年十二月三十日宣旨、天曆元年十二月十三日宣旨、同年同月二十日闕荷前歴名、応和二年正月十九日宣旨、応和三年三月九日宣旨、康保二年正月十七日宣旨。

(23) 延長九年二月六日宣旨、天曆十年七月七日宣旨、応和二年三月八日宣旨、応和三年三月九日宣旨、康保二年正月十七日宣旨。

(24) 天曆十年七月七日宣旨、応和二年三月八日宣旨、応和三年三月九日宣旨。

(25) 『群書類従』。

(26) 『新訂増補国史大系』。

(27) 『群書類従』。

(28) 『群書類従』。

(29) 土師氏が諸陵司・諸陵寮の官人となった例については、佐伯有清『新撰姓氏録の研究考證篇第三』(吉川弘文館、昭和五十七年)三一四～一五頁参照。

(30) 『続日本紀』(『新訂増補国史大系』)天応元年六月壬子条。

(31) 『増訂故実叢書』。

(32) 甲田利雄『年中行事御障子文注解』(続群書類従完成会、昭和五十一年)はこの『江家次第』の記述について「季冬に差遣される荷前の使は、季節柄かなり厳しい務で、様々の理由で闕意を生じ易いものであったらしい」(三六五頁)としている。

(33) 『大日本古記録』。

(34) 『群書類従』。

(35) 『史料大成』。

(36) 他には、『中右記』寛治七年十二月二十八日条、『明月記』建暦元年十二月二十七日条、建保元年十二月十五日条、嘉祿元年十二月二十八日条。

(37) 東京大学史料編纂所蔵。全五点の文書より成り、内三点は天智天皇陵「御陵沙汰人職」にかかわるもの(明徳三年、永正六年、天文六年)である。なお同本には「山城国宇治郡御陵村高谷作太郎蔵本明治十九年九月編修星野恒採訪明年七月影写了」とある。

(38) 『史料綜覧』同日条は、この『高谷文書』と『京都帝大所蔵文書』(未見)により「諸陵寮千代丸ヲ、山城山科山陵沙汰人職ト為ス」としている。

(39) 戸原純一「幕末の修陵について」(『書陵部紀要』十六号、昭和三十九年十月)、堀田啓一「江戸時代『山陵』の搜索と修補について」(『考古学研究』第二十一卷第一号、一九七四年六月)参照。

(40) 星野良作『研究史神武天皇』(吉川弘文館、昭和五十五年)八十五～八十六頁に詳しい。同書には神武陵奉幣の日について「慶応二年の場合不明」とあるが、『維新史料綱要』によれば同年は三月八日に奉幣使が発遣されてい

る。

(41) 『孝明天皇紀』元治元年正月二十九日条、慶応元年閏五月二十二日条、同年十二月二十七日条参照。

(42) 武部徹夫『和宮』(人物叢書、吉川弘文館、昭和四十年)参照。

(43) 鷹司輔熙、明治元年二月二十日より同年閏四月二十一日まで制度事務局督(『角川日本史辭典』)。

(44) 東京大学史料編纂所蔵。

(45) 『制度事務局叢書』に収められていたという、谷森と勢多による二つの史料をいう。『大日本維新史料稿本』にはそれぞれ「谷森種松答議」^(善色)「勢多章甫答議」とある。

(46) 『史籍雜纂』(五)。

(47) 所蔵機関不詳、未見。

(48) 『勤斎公奉務要書殘編』(一)(宮内庁書陵部蔵)には、この谷森の主張とその付随史料が若干収められている。また、山口鏡之助「明治維新と大國隆正」(二)、藤井貞文「明治新政と山陵の措置」(以上注(11)参照)、阪本健一「明治神道史の研究」(注(10)参照)によれば当時神祇行政の要を握っていた亀井茲監が、谷森の主張の成立に深く関与していたという。

(49) 宮内庁書陵部蔵。

(50) この陵墓観をめぐる動きの前後関係についてみると、ま

ず、谷森の主張の原本と思われる書状が『御陵意見矢野玄道稿』に付箋として存することが注目される。それには末尾に日付として「閏四月十日」とあり、また『御陵意見矢野玄道稿』本文には「慶応四年閏四月十四日」とある。してみれば、『嵯峨実愛日記』には制度事務局への申し入れが閏四月七日に行なわれたとあり、『復古記』が谷森・勢多の主張を同じ四月七日条に掲げ、さらに『大日本維新史料稿本』がこれらの主張について「日ヲ佚ス」としても、陵墓観に関する本格的な議論は閏四月七日より後に行なわれたといえよう。そして「廟議」があったとすれば、それは『御陵意見矢野玄道稿』が著された閏四月十四日より後のことかと思われる。

(51) 下橋敬長述羽倉敬尚注『幕末の宮廷』(東洋文庫、平凡社、一九七九年)三三七〜三八頁。初出は下橋「維新前の宮廷生活補遺」(『史学』三田史学会、第三卷第一号、大正十三年)。下橋は撰家一条家の旧臣で、「朝廷の公事に精通し、かつ博聞強識なるを以て、維新前後の事実を記憶し、往事を談すること掌を指すが如」(『幕末の宮廷』四頁)くであったという。

(52) 『孝明天皇紀』同日条。

(53) 『明治天皇紀』同日条。

(54) 『明治天皇紀』同日条。

(55) 幕末・維新时期から明治期にかけての陵墓の管掌は、幕府に属するものも含めると、およそ山陵奉行、諸陵寮、山陵総管、神祇官、神祇官諸陵寮、神祇官、神祇省、教部省、内務省、宮内省、宮内省諸陵寮と実に複雑な変遷をたどっている。

(56) 『諸陵函底叢書』（宮内庁書陵部蔵）所収の「戸田大和守ヨリ諸陵寮ヲ復センコトヲ請フノ儀」。またこれは『孝明天皇紀』元治元年二月二十四日条にも収録されている。

(57) 『山陵御修補始末稿』（二）（群馬県館林市立図書館秋元文庫蔵）。

(58) 『法規分類大全』第一編「官職門」七至九（上）。

(59) 宮内庁書陵部蔵。同本は大正八年に子爵戸田家より購入したもの。また藤井貞文「明治新政と山陵の措置」(注(11)参照)にも詳しい。

(60) 『御陵御改正案』。

(61) 今井堯「地方の陵墓問題・『墓』決定の実態」『文全協ニュース』第三十八号、一九七六年九月、同「明治以降陵墓決定の実態と特質」(『歴史評論』三二二号、一九七七年一月)、堀田啓二「『陵墓』の指定と修補関係史料の分析」

(『文化財を守るために』第十九号、一九七八年十一月)、拙稿「明治期における陵墓決定の経緯——皇子・皇孫等の場合——」(『成城文芸』第一一〇号、昭和六十年三月)。

(62) 足立は明治十一年に宮内省が陵墓を管理するようになった頃、内務省より転じてきたという(『陵墓一覽』(諸陵寮、明治三十四年)(宮内庁書陵部蔵)の足立の「陵墓一覽題言」による)。

(63) 宮内庁書陵部蔵。同本は男爵足立豊蔵本を大正十二年十二月十一日に謄写したもの。

(64) 宮内庁書陵部蔵『諸陵寮被為復度儀ニ付建言』は、この「諸陵寮被為復度儀ニ付建言」の後に「諸陵補任」「諸陵寮古儀取調書」を付している。「諸陵補任」は『六国史』以降の諸陵寮官人の補任を詳細に記し、「諸陵寮古儀取調書」は『令義解』『続日本紀』『職源抄』の陵墓関係記事について注釈を加えている。

(65) 注(64)に説明した「諸陵補任」をさす。

(66) 注(64)に説明した「諸陵寮古儀取調書」所収。

(67) 『明治天皇紀』同日条の典拠史料の項によれば、この条の典拠史料は『公文類聚』『法規分類大全』『田中光顯談話』である。また同日条は、この部分の後で顕宗天皇以下の陵墓の決定について詳しい。